

## 6.地域密着型サービス等について

- (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について
- (2) 介護医療院の開設予定について



加賀市健康福祉部長寿課

平成31年2月21日



## (1) 地域密着型サービス事業所の指定更新について

### 指定更新申請書の提出 (受付期間H31.2～H31.3)

項目	内容				
申請者	社会福祉法人 鶴寿会	社会福祉法人 鶴寿会	社会福祉法人 鶴寿会	特定非営利 活動法人 コスモス加賀	有限会社 ウェルライフ
事業所名	富士見通り お茶の間さろん	ちよくし デイサービス	ニーズ対応型 小規模多機能 ホーム きぎょうが丘	デイサービス センターなじみ	ぬくもりの里 共用型 デイサービス
サービス種類	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	認知症対応型 通所介護
定員数	24名	3名	24名	12名	3名
指定更新日	平成31年 4月1日	平成31年 4月1日	平成31年 5月1日	平成31年 5月1日	平成31年 6月1日
事業内容の 主な変更点	なし	なし	なし	なし	なし

次のページへ続く

## (2) 介護医療院の開設予定について

### 介護医療院の概要

(定義) (介護保険法第8条第29項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、**長期にわたり療養が必要である者**に対し、施設サービス計画に基づいて、**療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと**により、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生省令第5号))

○医療の必要な要介護高齢者の**長期療養・生活施設**

(参考1) 介護老人福祉施設の定義

老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、**当該特別養護老人ホームに入所する要介護者**に対し、施設サービス計画に基づいて、**入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うこと**を目的とする施設

(参考2) 介護老人保健施設の定義

要介護者であって、**主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者**(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、**看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うこと**を目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたもの

### 療養病床等の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。
- 要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設「介護医療院」を創設。(平成30年4月施行)

	医療療養病床		介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
	療養1・2 (20対1)	経過措置 (25対1)		I型	II型		
概要	病院・診療所の病床のうち、 <b>主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの</b> ※療養1・2は医療区分2・3の患者がそれぞれ8割・5割以上		病院・診療所の病床のうち、 <b>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等</b> を提供するもの	要介護者の <b>長期療養・生活施設</b>		要介護者にリハビリ等を提供し、 <b>在宅復帰を目指す施設</b>	要介護者のための <b>生活施設</b>
病床数	約15.1万床 ※1	約6.6万床 ※1	約5.5万床 ※2	—	—	約36.8万床 ※3 (うち介護療養型: 約0.9万床)	約56.7万床 ※3
設置根拠	医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) 介護保険法(介護療養型医療施設)	介護保険法(介護医療院)		介護保険法(介護老人保健施設)	老人福祉法(老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)	48対1(3名以上)	48対1 (3名以上、宿直を行う医師を置かない場合は1名以上)	100対1	100対1 (1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員 介護職員 ※4	4対1 (35年度末まで、6対1 <sup>(予定)</sup> 可)	2対1 (3対1)	6対1 療養機能強化型は5対1~4対1	6対1 6対1~4対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
面積	6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡以上 ※5		8.0㎡ ※6	10.65㎡(原則個室)
設置期限	—		平成35年度末	(平成30年4月施行)		—	—

※1 施設基準届出(平成28年7月1日) ※2 病院報告(平成29年3月分概数) ※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日) ※4 医療療養病床にあっては看護補助者。  
※5 大規模改修まで6.4㎡以上で可。 ※6 介護療養型は大規模改修まで6.4㎡以上で可。

## 既存の介護老人保健施設の介護医療院への転換について

項目	内容
法人	医療法人社団 慈豊会
開設場所	加賀市大聖寺永町イ17 久藤総合病院5階
定員	29名
開設予定日	平成31年8月1日

### 転換の内容

加賀温泉ケアセンターの「介護老人保健施設（療養型）」の定員144名のうち、29名を「介護医療院」へ転換し、久藤総合病院で運営する。

転換前			転換後		
久藤総合病院	一般病棟	15床	久藤総合病院	一般病棟	15床
	地域包括ケア病棟	40床		地域包括ケア病棟	40床
	療養病棟	144床		療養病棟	144床
加賀温泉ケアセンター	介護老人保健施設（介護療養型）	144床	加賀温泉ケアセンター	介護老人保健施設（介護療養型）	115床
			<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em; color: green;">↗</span> <span style="margin: 0 10px;">29床</span> <span style="font-size: 2em; color: green;">↘</span> </div>		

## 介護医療院への転換による介護給付費の増加額の試算方法

ユニット型の利用料の目安（1月につき・全額負担の場合）  
※食費・居住費等を除く

要介護度	介護老人保健施設	介護医療院
要介護1	233,100円	246,000円
要介護2	246,600円	278,400円
要介護3	265,200円	348,300円
要介護4	281,100円	378,000円
要介護5	296,400円	404,700円

29名の介護医療院の要介護度別入所者数の想定

要介護度	人数
要介護1	1人
要介護2	2人
要介護3	5人
要介護4	10人
要介護5	11人

29名の介護保険施設の1月あたりの平均利用料

$$(233,100 + 246,600 \times 2 + 265,200 \times 5 + 281,100 \times 10 + 296,400 \times 11) \div 29 \approx 280,100円$$

29名の介護医療院の1月あたりの平均利用料

$$(246,000 + 278,400 \times 2 + 348,300 \times 5 + 378,000 \times 10 + 404,700 \times 11) \div 29 \approx 371,500円$$

介護医療院への転換による介護給付費の3年間の増加分

$$(371,500 - 280,100) \times 0.9 \times 29人 \times 36月 = 85,879,440円 \approx 85,900,000円$$

↑  
(9割介護給付、1割自己負担と見込む)